
千葉県労働委員会年報

(平成31年及び令和元年)

千葉県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の構成	1
1 労働委員会	1
2 委員	1
3 あっせん員候補者	3
4 事務局	4
第2章 労働委員会の活動	6
第1節 労働争議の調整	6
1 概 要	6
(1) 概 況	6
(2) 新規申請状況	6
(3) 終結状況	6
2 調整事件の処理状況一覧	13
3 労働争議の実情調査	14
(1) 概 要	14
(2) 争議予告件数	15
第2節 個別的労使紛争のあっせん	16
1 概 要	16
(1) 概 況	16
(2) 新規申請状況	16
(3) 終結状況	16
2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧	24
第3節 不当労働行為事件の審査	29
1 概 要	29
(1) 不当労働行為事件の取扱件数	29
(2) 終結事件の平均処理日数	30
2 不当労働行為事件一覧	31
第4節 再審査・行政訴訟事件	32
1 再審査事件概要	32
2 行政訴訟事件概要	32
(1) 係属事件	32
(2) 緊急命令申立事件	33
3 確定命令不履行通知	33
4 再審査・行政訴訟一覧	34

第5節	労働組合の資格審査	35
第6節	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示	36
第7節	無料労働相談会	37
1	概要	37
2	実施状況	37
第8節	会議	38
1	概要	38
2	総会	38
3	公益委員会議	44
4	連絡協議会及び連絡会議	46
5	委員・事務局職員合同研修会	48
参 考	取扱事件数	49
	・労働争議調整事件	49
	・個別的労使紛争のあつせん事件	51
	・不当労働行為事件	52

※ 本資料では、平成31年1月1日から令和元年12月31日の期間について『元年』と表記している。

第1章 労働委員会の構成

1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使間の紛争処理を主たる業務とする専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、本県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命し、委員の任期は2年である。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法等に定められた目的を達成するため、準司法的機能（審査・判定機能）と調整機能があり、前者は、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査等を行う機能であり、後者は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能である。

これらに加えて、知事の委任により個別的労使紛争のあっせんを行い、労働者個人と使用者の間で生じた紛争を調整する機能も有している。

これらの機能により、労働委員会は、使用者による不当労働行為があった場合に労働者を救済する役割と、労使紛争の自主解決が困難な場合に紛争の解決を手助けする役割を果たしているところである。

2 委員

第47期委員は、平成30年7月20日付けで任命され、任期は令和2年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

第47期委員

令和元年12月31日現在

公益委員

氏名	職業	主な経歴
◎船越豊	弁護士	千葉県弁護士会副会長
○村上典子	弁護士	千葉県弁護士会副会長
金原恭子	千葉大学大学院社会科学研究院教授	千葉大学大学院専門法務研究科長
石井慎一	弁護士	千葉県弁護士会副会長
沼田雅之	法政大学法学部教授	大阪経済法科大学法学部准教授

(注) ◎…会長、○…会長代理

労働者委員

山崎英世	東京電力労働組合 千葉地区本部執行委員長	東京電力労働組合 千葉総支部執行委員長
本原康雄	千葉県労働組合連合会議長	千葉県労働組合連合会事務局長
森康浩	日立化成労働組合五井支部 特別執行委員	電機連合関東ブロック議長
平野盛士	JFEスチール千葉労働組合 執行委員長	JFEスチール千葉労働組合書記長
小谷裕	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	日本基幹産業労働組合連合会 千葉県本部委員長

使用者委員

渡部茂樹	一般社団法人千葉県経営者協会 専務理事	社団法人千葉県経営者協会 事務局 局長
金田榮弘	JFE東日本ジーエス株式会社 顧問	川鉄建材株式会社 常務取締役
熱田正之	元株式会社千葉興業銀行 常任監査役	ユアサフナシヨク株式会社 監査役
天野克美	キッコーマンビジネスサービス株式 会社代表取締役社長	キッコーマン株式会社代表取締役 専務執行役員 C H O
松村修	京成建設株式会社 相談役	京成建設株式会社 代表取締役会長

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条の規定により、労働委員会は、労働争議の解決に援助を与えることができる学識経験者をあっせん員候補者として委嘱することとされており、当委員会では、現職委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長及び副課長の職にある者をあっせん員候補者として委嘱している。

令和元年（12月末現在）のあっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者

令和元年12月31日現在

氏名	職名	備考
船越 豊	労働委員会 公益委員	H26. 7. 24 委嘱
村上 典子	〃 〃	H24. 7. 24 委嘱
金原 恭子	〃 〃	〃
石井 慎一	〃 〃	H30. 7. 23 委嘱
沼田 雅之	〃 〃	〃
山崎 英世	〃 労働者委員	H27. 9. 14 委嘱
本原 康雄	〃 〃	H22. 7. 20 委嘱
森 康浩	〃 〃	H28. 7. 20 委嘱
平野 盛士	〃 〃	〃
小谷 裕	〃 〃	H30. 7. 23 委嘱
渡部 茂樹	〃 使用者委員	〃
金田 榮弘	〃 〃	H22. 7. 20 委嘱
熱田 正之	〃 〃	H24. 7. 24 委嘱
天野 克美	〃 〃	H30. 7. 23 委嘱
松村 修	〃 〃	〃
大木 実	労働委員会 事務局長	H31. 4. 9 委嘱
根本 正一	〃 事務局次長	〃
細矢 栄一	〃 事務局審査調整課長	H30. 4. 10 委嘱
伊藤 正文	〃 〃 審査調整課副課長	H31. 4. 9 委嘱

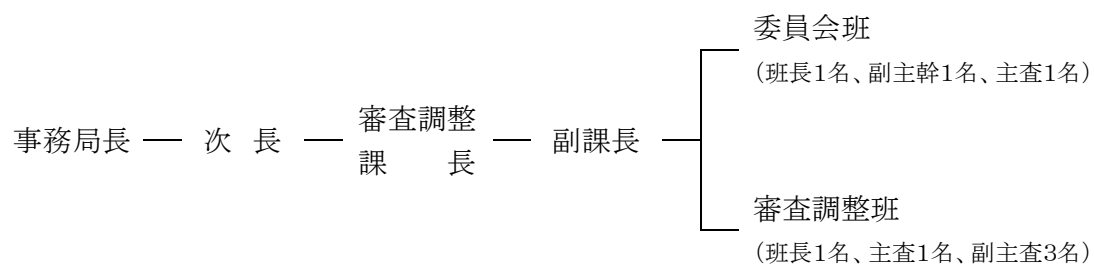
4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、労働委員会の事務を処理するために設けられ、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(委員会班、審査調整班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、令和元年12月末の職員数は12名となっている。

(組織図)



第2章 労働委員会の活動

第1節 労働争議の調整

1 概要

(1) 概況

令和元年中の調整事件の件数は、新規申請の1件であり、年内に終結した。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

新規申請は、組合からの申請であった。

イ 申請月別

申請月は、3月である。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員20人以上49人以下となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「運輸業、郵便業」となっている。(第4表)

オ 調整事項別

調整事項別にみると、「その他賃金に関するもの」となっている。(第5表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決が1件となっている。(第6表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「運輸業、郵便業」となっている。(第7表)

ウ 調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「その他賃金に関するもの」となっている。(第8表)

エ 係属日数別

終結した1件の係属日数については、72日であった。(第9表)

第1表 調整事件取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	29年		30年		元年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	14.3	1	33.3	—	—
新規申請		6	85.7	2	66.7	1	100.0
計		7	100.0	3	100.0	1	100.0
終結件数		6	85.7	3	100.0	1	100.0
翌年への繰越し		1	14.3	0	0	0	0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
29年			2						1	2		1	6
30年				1					1				2
元年			1										1
計	0	0	3	1	0	0	0	0	2	2	0	1	9

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	29年		30年		元年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9							
10~19							
20~49		1	16.7			1	100.0
50~99		1	16.7				
100~299		2	33.3	1	50.0		
300以上		2	33.3	1	50.0		
合計		6	100.0	2	100.0	1	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	29年	30年	元年
製造業		1		
運輸業、郵便業		2		1
宿泊業、飲食サービス業		1		
医療、福祉		2	1	
サービス業			1	
合 計		6	2	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 調整事項別新規申請状況

(単位:件)

調整事項		年	29年	30年	元年
組合承認・組合活動					
協約締結・全面改訂					
協約効力・解釈					
賃金等	賃金増額			1	
	一時金			1	
	諸手当	1	1		
	その他賃金に関するもの				1
	退職一時金・年金				
	解雇・休業手当				
	小計	1	3	1	
給与以外	労働時間				
	休日・休暇				
	作業方法の変更				
	定年制				
	その他の労働条件				
	小計	0	0	0	
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小			1	
	企業合併・事業譲渡				
	人員整理				
	配置転換	1	1		
	解雇	1			
	その他の経営人事				
	小計	2	2	0	
福利厚生					
団交促進		4	1		
事前協議制					
その他					
合 計		7	6	1	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 調整事件終結状況

(単位:件)

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
29年	1	6	7	2	3	1		6	1
30年	1	2	3	2	1			3	0
元年	—	1	1	1				1	0

第7表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	29年			30年			元年					
		終結 事件 数	内 訳		終結 事件 数	内 訳		終結 事件 数	内 訳				
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ			
製造業		1		1									
運輸業、郵便業		2		1	1			1	1				
宿泊業、飲食サービス業		1	1										
医療、福祉		1	1		2	2							
複合サービス事業		1		1									
サービス業					1		1						
合 計		6	2	3	1	3	2	1	0	1	1	0	0

(注) ・該当する業種のみ掲載

第8表 調整事項別終結状況

(単位:件)

調整事項	年	29年				30年				元年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
組合承認・組合活動													
協約締結・全面改訂													
協約効力・解釈													
賃金等	賃金増額	1		1		1		1					
	一時金					1	1						
	諸手当	1			1	1		1					
	その他賃金に関するもの									1	1		
	退職一時金・年金												
	解雇・休業手当												
	小計	2	0	1	1	3	1	2	0	1	1	0	0
給与以外	労働時間												
	休日・休暇												
	作業方法の変更												
	定年制												
	その他の労働条件												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小					1	1						
	企業合併・事業譲渡												
	人員整理												
	配置転換					2	2						
	解雇	1	1										
	その他の経営人事												
	小計	1	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
福利厚生													
団交促進	4	1	3		2	2							
事前協議制													
その他													
合 計		7	2	4	1	8	6	2	0	1	1	0	0

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
29年	1	1	2			1	1	32.5
30年		2				1		28.0
元年							1	72.0

2 調整事件の処理状況一覧

事件 番号	種 別	申 請	業 種	従 業 員 数	組 合 員 数	申 請 受 付 日	係 属 日 数	調 整 回 数	あ っ せ ん 員 (指 名 年 月 日)	調 整 事 項	終 結 状 況
						終 結 日					
31 (あ) 1	あ っ せ ん	労	運 輸 業、 郵 便 業	23	13	H31.3.12	72	1	(公) 沼田 (労) 小谷 (使) 渡部 (H31.3.13)	年2回支払われてい た賃金の上乗せ分(売 上6か月分の5%)の 支給を継続すること	解決
						R元.5.22					

(注) ・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。

3 労働争議の実情調査

(1) 概要

令和元年中に労働関係調整法第37条に基づく公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第62条の2の規定により実施した実情調査対象件数は6件（うち1件は前年からの繰越し分）であった。業種別にみると、「医療、福祉」が3件、「運輸業、郵便業」が2件、「情報通信業」が1件であった。

なお、令和元年中に予告通知のあった事件で、実際に争議行為が行われたものは4件であった。

(2) 争議予告件数

ア 月別件数

(単位:件)

年 月 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
31年1月	1			1
2月	1		14	15
3月	2		15	17
4月			2	2
元年5月			5	5
6月			4	4
7月			2	2
8月				0
9月			1	1
10月	1	1	8	10
11月			6	6
12月				0
計	5	1	57	63

イ 年別件数

(単位:件)

年 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
29年	3	1	60	64
30年	2	1	55	58
元年	5	1	57	63

(注) ・「千労委へ」とは、当委員会あてに新規に通知のあったもの

- ・「経由」とは、争議行為が本県を含む2以上の都道府県に及ぶため、当委員会を経て中労委に通知されたもの

- ・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの（争議行為の予告通知は、その争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。）

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概要

(1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和元年の新規申請件数は19件で、前年からの繰越9件を含めた27件が年内に終結し、1件が翌年への繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

労働者からの申請は18件、使用者からの申請は1件であった。

イ 申請月別

申請月別にみると、1月、5月及び6月が各3件、4月、7月、8月及び12月が各1件、10月が2件、11月が4件となっている。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員9人以下が1件、10人以上19人以下が3件、20人以上49人以下が3件、50人以上99人以下が2件、100人以上299人以下が4件、300人以上が6件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「医療、福祉」が5件、「宿泊業、飲食サービス業」が3件、「建設業」、「運輸業、郵便業」及び「サービス業」が各2件、「農業、林業」など5業種が各1件となっている。(第4表)

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが12件、非正規雇用労働者に関するものが7件となっている。(第5表)

カ あっせんを求める事項別

あっせんを求める事項別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが9件、「退職」に関するものが5件、「解雇」及び「賃金未払」に関するものが各3件、「配置転換、出向・転籍」など10事項が各1件となっている。(第6表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決12件、打切り14件、取下げ1件となっている。(第7表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」が6件、「建設業」、「運輸業、郵便業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各3件、「製造業」、「不動産業、物品賃貸業」及び「サービス業」が各2件、「農業、林業」など6業種が各1件となっている。(第8表)

ウ 係属日数別

終結した27件の係属日数については、最短14日、最長78日であり、平均係属日数は37.0日であった。(第9表)

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	29年		30年		元年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		—	—	1	7.1	9	32.1
新規申請		12	100.0	13	92.9	19	67.9
計		12	100.0	14	100.0	28	100.0
終結件数		11	91.7	5	35.7	27	96.4
翌年への繰越し		1	8.3	9	64.3	1	3.6

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
29年		1	2	1		1		2	3		1	1	12
30年	1			3							3	6	13
元年	3			1	3	3	1	1		2	4	1	19
計	4	1	2	5	3	4	1	3	3	2	8	8	44

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	29年		30年		元年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1～9		1	8.3	1	7.7	1	5.3
10～19				1	7.7	3	15.8
20～49				2	15.4	3	15.8
50～99		1	8.3	2	15.4	2	10.5
100～299		4	33.4	4	30.8	4	21.0
300以上		6	50.0	3	23.0	6	31.6
合計		12	100.0	13	100.0	19	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年		
	29年	30年	元年
農業、林業			1
建設業	1	1	2
製造業		1	1
運輸業、郵便業	2	1	2
卸売業、小売業	1		1
金融業、保険業			1
不動産業、物品賃貸業		1	1
学術研究、専門・技術サービス業		1	
宿泊業、飲食サービス業			3
生活関連サービス業、娯楽業		1	
教育、学習支援業	1	2	
医療、福祉	4	2	5
サービス業	3	3	2
合 計	12	13	19

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	29年	30年	元年
正社員		6	7	12
非正規雇用労働者		6	6	7
合 計		12	13	19

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年			
		29年	30年	元年	
経営又は人事	解雇	整理解雇		1	
		普通解雇		2	1
		退職強要	2		
		契約更新拒否・雇止め		2	2
	配置転換、出向・転籍			1	1
	復職				1
	懲戒処分	懲戒解雇			
		懲戒解雇以外懲戒処分			1
	退職		4	1	5
	勤務延長、再雇用				
	その他経営又は人事			1	1
	賃金等	賃金未払		1	1
賃金増額					
賃金減額				1	
一時金				1	
退職一時金			1		
解雇手当					
休業手当				1	
諸手当					
その他賃金					
年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等	労働契約			1	1
	労働時間				1
	休日・休暇			1	
	年次有給休暇				
	育児休業・介護休業				
	時間外労働				
	安全・衛生				
	福利厚生制度				
	社会保険				
	労働保険				1
その他の労働条件		2			
職場の人間関係	セクハラ				
	パワハラ・嫌がらせ		5	6	9
その他		1	1		
合計		15	19	30	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
29年	—	12	12	3	8			11	1
30年	1	13	14	2	3			5	9
元年	9	19	28	12	14	1		27	1

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	29年			30年			元年					
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳				
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ			
農業、林業								1		1			
建設業		1		1				3	1	1	1		
製造業								2	1	1			
運輸業、郵便業		1		1	1		1	3	2	1			
卸売業、小売業		1		1				1		1			
金融業、保険業								1	1				
不動産業、物品賃貸業								2	1	1			
学術研究、専門・技術サービス業								1	1				
宿泊業、飲食サービス業								3		3			
生活関連サービス業、娯楽業								1		1			
教育、学習支援業		1		1	1		1	1	1				
医療、福祉		4	2	2				6	3	3			
サービス業		3	1	2	3	2	1	2	1	1			
合 計		11	3	8	0	5	2	3	0	27	12	14	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
29年			9	1	1			26.7
30年			1	2			2	46.4
元年		5	7	6	1	3	5	37.0

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせンを求める事項	終結状況
			終結日					
30 (個) 5	労 (正)	学術研究、専門・技術サービス業	H30.11.13	59	2	(公)村上 (労)本原 (使)金田 (H30.11.15)	1 解雇理由通知書に記載された「虚偽申告」の内容の説明及び撤回 2 解雇の取消又は賃金5か月分の支払	解決
			H31.1.10					
30 (個) 6	労 (正)	不動産業、物品賃貸業	H30.11.12	78	2	(公)金原 (労)森 (使)松村 (H30.11.19)	1 パワーハラスメントの認定及び慰謝料の支払 2 職場復帰に係る職場環境の整備 3 労災手続への協力	解決
			H31.1.28					
30 (個) 7	労 (正)	医療、福祉	H30.11.29	62	1	(公)村上 (労)山崎 (使)渡部 (H30.12.4)	1 パワーハラスメントをした元上司に対する法人の行動記録全ての開示 2 元上司からの心からの謝罪 3 不利益な処遇を受けていたことに対する金銭の支払	打切り
			H31.1.29					
30 (個) 8	労 (正)	教育、学習支援業	H30.12.3	67	1	(公)石井 (労)小谷 (使)天野 (H30.12.5)	1 労働条件の回復 2 適正な退職金の計算	解決
			H31.2.7					
30 (個) 9	労 (非)	医療、福祉	H30.12.5	48	2	(公)沼田 (労)平野 (使)熱田 (H30.12.7)	1 原職復帰 2 出勤を拒否した期間に係る賃金全額の支払	解決
			H31.1.21					
30 (個) 10	労 (正)	運輸業、郵便業	H30.12.10	53	1	(公)船越 (労)森 (使)金田 (H30.12.12)	安全配慮義務違反、精神疾患の発症等に係る慰謝料の支払	解決
			H31.1.31					

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あつせん員 (指名年月日)	あつせんを求める事項	終結状況
			終結日					
30 (個) 11	労 (非)	製造業	H30.12.11	36	0	(公)金原 (労)本原 (使)渡部 (H30.12.13)	パワーハラスメント及び整 理解雇に係る解決金の支払	打切り (辞退)
			H31.1.15					
30 (個) 12	労 (正)	生活関 連サービ ス業、娯 楽業	H30.12.21	29	0	(公)沼田 (労)小谷 (使)松村 (H30.12.26)	年次有給休暇の買取	打切り (辞退)
			H31.1.18					
30 (個) 13	労 (非)	建設業	H30.12.26	63	1	(公)石井 (労)山崎 (使)天野 (H30.12.28)	1 社会保険及び年金の未加 入による損害額の支払 2 パワーハラスメントに係 る損害賠償	解決
			H31.2.26					
31 (個) 1	労 (正)	運輸業、 郵便業	H31.1.7	25	1	(公)船越 (労)森 (使)金田 (H31.1.8)	1 職場環境配慮義務違反、名 誉毀損等による精神的苦痛 に係る慰謝料の支払 2 会社都合での退職	解決
			H31.1.31					
31 (個) 2	労 (正)	運輸業、 郵便業	H31.1.15	22	0	(公)村上 (労)平野 (使)熱田 (H31.1.17)	1 パワーハラスメントの認 定及び謝罪 2 身体的、精神的苦痛に係る 慰謝料の支払	打切り (辞退)
			H31.2.5					
31 (個) 3	労 (非)	金融業、 保険業	H31.1.23	62	2	(公)金原 (労)本原 (使)金田 (H31.1.24)	1 パワーハラスメントに係 る解決金の支払 2 謝罪文の提出	解決
			H31.3.25					

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
31 (個) 4	労 (正)	医療、福祉	H31.4.9	31	1	(公)船越 (労)平野 (使)松村 (H31.4.16)	解雇の撤回	打切り
			R 元.5.9					
元 (個) 5	労 (正)	サービス業	R 元.5.17	18	0	(公)石井 (労)森 (使)天野 (R 元.5.23)	退職理由の変更	打切り (辞退)
			R 元.6.3					
元 (個) 6	労 (非)	不動産業、物品賃貸業	R 元.5.24	18	0	(公)村上 (労)本原 (使)熱田 (R 元.5.27)	雇止め及び不当な命令の撤回	打切り (辞退)
			R 元.6.10					
元 (個) 7	労 (正)	建設業	R 元.5.27	30	0	(公)船越 (労)平野 (使)金田 (R 元.5.30)	1 有給休暇、代休に係る賃金及び給与減額分の支払 2 資格取得費用の請求の撤回 3 離職書類作成の遅延に伴う各種損害に対する賠償	打切り (辞退)
			R 元.6.25					
元 (個) 8	労 (正)	卸売業、小売業	R 元.6.11	18	0	(公)石井 (労)山崎 (使)松村 (R 元.6.13)	1 法人内における地位の確認 2 雇用保険未払期間の確認及びその補填 3 諸手当の支払	打切り (辞退)
			R 元.6.28					
元 (個) 9	労 (非)	宿泊業、飲食サービス業	R 元.6.27	20	0	(公)沼田 (労)森 (使)渡部 (R 元.7.1)	パワーハラスメントに係る謝罪及び慰謝料の支払	打切り (辞退)
			R 元.7.16					

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
元 (個) 10	労 (非)	宿泊業、 飲食サ ービス業	R 元.6.27	20	0	(公)沼田 (労)森 (使)渡部 (R 元.7.1)	パワーハラスメントに係る 謝罪及び慰謝料の支払	打切り (辞退)
			R 元.7.16					
元 (個) 11	労 (正)	農業、林 業	R 元.7.17	14	0	(公)村上 (労)小谷 (使)熱田 (R 元.7.19)	1 パワーハラスメントに対 する対応及び謝罪 2 解雇に対する解決金の支払	打切り (辞退)
			R 元.7.30					
元 (個) 12	労 (非)	宿泊業、 飲食サ ービス業	R 元.8.23	18	0	(公)金原 (労)本原 (使)天野 (R 元.8.27)	精神的慰謝料及び給与 1 か 月相当分の支払	打切り (辞退)
			R 元.9.9					
元 (個) 13	使 (正)	建設業	R 元.10.11	26	0	(公)石井 (労)山崎 (使)金田 (R 元.10.15)	1 雇用契約の終了及び金銭 解決 2 賃貸借契約の解除 3 会社所有車の返却	取下げ (自主 解決)
			R 元.11.5					
元 (個) 14	労 (非)	医療、福 祉	R 元.10.28	57	2	(公)沼田 (労)平野 (使)熱田 (R 元.10.31)	出勤拒否の撤回	解決
			R 元.12.23					
元 (個) 15	労 (非)	サービ ス業	R 元.11.7	34	1	(公)石井 (労)山崎 (使)金田 (R 元.11.11) (公)船越 (R 元.11.20)	契約更新	解決
			R 元.12.10					

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
元 (個) 16	労 (正)	製造業	R 元.11.15	34	1	(公)村上 (労)森 (使)松村 (R 元.11.15)	1 休職の承諾及び休職期間 中の給与支給 2 職場環境の改善	解決
			R 元.12.18					
元 (個) 17	労 (正)	医療、福 祉	R 元.11.18	23	0	(公)石井 (労)小谷 (使)天野 (R 元.11.21)	論旨退職処分の撤回及び 退職金減額の取消	打切り (辞退)
			R 元.12.10					
元 (個) 18	労 (正)	医療、福 祉	R 元.11.21	34	1	(公)村上 (労)本原 (使)渡部 (R 元.11.25)	解決金の支払	解決
			R 元.12.24					
元 (個) 19	労 (正)	医療、福 祉	R 元.12.13			(公)船越 (労)平野 (使)天野 (R 元.12.18)	退職勧奨に係る調整	翌年へ 繰越し

- (注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。
・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

令和元年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は2件で、取扱件数は前年からの繰越し1件と合わせて3件である。そのうち1件が終結（却下）し、2件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和元年中の終結事件の処理日数は、361日となっており、目標期間内で終結している。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数 (単位：件)

区 分		年						
		27年	28年	29年	30年	元年		
係 属 事 件	前年からの繰越し	2(1)	—	—	3(0)	1(0)		
	新 規 申 立 て	2(1)	4(3)	4(0)	1(0)	2(0)		
	合 計	4(2)	4(3)	4(0)	4(0)	3(0)		
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ		1		1		
		和 解	無 関 与	1	1			
			関 与	3	2	1	1	
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済				1		
		一 部 救 済						
		棄 却						
		却 下					1	
	合 計		4	4	1	3	1	
	翌年への繰越し		0	0	3	1	2	

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年					
		27年	28年	29年	30年	元年	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	—	77	—	443	—	
	和 解	無関与	244	184	—	—	—
		関 与	228	148	297	482	—
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	266	—	
	一 部 救 済	—	—	—	—	—	
	棄 却	—	—	—	—	—	
	却 下	—	—	—	—	361	
総 平 均		232	139	297	397	361	

2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法7条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
30 (不) 1	業種：運輸業、郵便業 従業員数： 約 56,450 人	1,2	1 団体交渉の実施 2 組合員を採用したものと して取り扱うこと 3 謝罪文の掲示	申立て 30.5.28 調査 2 (0) 回 却下 元.5.14 交付 元.5.23 (公益委員の忌避 申立て (労) 30.9.10 決定 (却下) 30.9.27)	公 村上 労 山崎 平野 使 熱田 久保田 松村
元 (不) 1	業種：医療、福祉 従業員数： 1,035 人	2,3	1 広報誌の記事を加筆修 正すること 2 経営再建プランを労使 合意なく、一方的に職員 に説明・流布しないこと	申立て 元.10.17 調査 1 (1) 回	公 船越 沼田 労 本原 小谷 使 渡部 熱田
元 (不) 2	業種：医療、福祉 従業員数： 150 人	2,3	1 団体交渉の実施 2 組合活動の報告を強要 する等の支配介入を止め ること 3 謝罪文の掲示	申立て 元.11.27 調査 0 (0) 回	公 石井 金原 労 山崎 森 使 金田 松村

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、元年中の実施回数を(□)回と表示している。
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。

第4節 再審査・行政訴訟事件

1 再審査事件概要

平成30年(不)第1号事件の却下決定に対し、申立人から再審査申立てがあり、現在、中央労働委員会に係属中である。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件 2件

ア 訴訟提起の経緯

平成30年(不)第1号事件に係る公益委員忌避申立ての却下決定を不服として、平成30年10月、申立人が行政訴訟(却下決定の取消し等を求める抗告訴訟及び仮の義務付けの申立て)を千葉地裁に提起した。

イ 行政訴訟の経過

(ア) 第一審

- ・千葉地裁平成30年(行ウ)第24号忌避申立却下決定取消等請求事件
- ・千葉地裁平成30年(行ク)第18号仮の義務付け申立事件

訴訟提起(申立て) 平成30年10月22日

原告(申立人) 国鉄動力車労働組合総連合外10名

被告(相手方) 千葉県(行政処分庁 千葉県労働委員会)

訴訟経過 口頭弁論4回

令和元年10月29日判決言渡し及び決定(いずれも却下)

(請求の趣旨の要旨)

- 1 被告が2018年9月27日付で原告らに対して行った審査委員に対する忌避申立てを却下する旨の決定を取消す。
- 2 被告は原告らと訴外東日本旅客鉄道株式会社との間の不当労働行為救済申立事件(平成30年(不)第1号)につき、原告らの行った審査委員に対する忌避申立てを認容する決定をせよ。
- 3 被告は前1、2項の判決確定までの間、前項記載の不当労働行為救済命令申立事件の審査の手続を中止せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

(申立の趣旨の要旨)

- 1 相手方は、千労委平成30年(不)第1号不当労働行為事件につき、本案事件の判決の確定までの間、審査の手続を中止せよ。
- 2 申立費用は相手方の負担とする。

(原告(申立人)主張の要旨)

当該審査委員は違法な審査指揮及び著しく偏頗な審査指揮を行っており、同審査委員には忌避事由がある。したがって、同審査委員に対する忌避事由がないとした忌避申立却下決定は取り消され、新たに忌避申立てを認容する決定をすべきである。

同審査委員が加わったまま不当労働行為事件の救済申立てが却下されれば重大な損害が発生するから、本案事件の判決の確定までの間、審査の手続は中止すべきである。

(被告(相手方)主張の要旨)

忌避申立却下決定は審査手続についての決定であり、行政訴訟の対象となるものではない。

(判決主文)

- 1 本件各訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

(決定主文)

- 1 本件各申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

(イ) 控訴審

- ・東京高裁令和元年(行コ)第320号忌避申立却下決定取消等請求控訴事件
控訴提起 令和元年11月11日
控訴人 国鉄動力車労働組合総連合外10名
被控訴人 千葉県(行政処分庁 千葉県労働委員会)

(控訴の趣旨の要旨)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が2018年9月27日付で控訴人らに対して行った審査委員に対する忌避申立てを却下する旨の決定を取消す。
- 3 被控訴人は控訴人らと訴外東日本旅客鉄道株式会社との間の不当労働行為救済申立事件(平成30年(不)第1号)につき、控訴人らの行った審査委員に対する忌避申立てを認容する決定をせよ。
- 4 被控訴人は前1、2の判決確定までの間、不当労働行為救済命令申立事件の審査の手続を中止せよ。
- 5 訴訟費用は1、2審を通じ被控訴人の負担とする。

(2) 緊急命令申立事件

令和元年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

令和元年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元6.5 労・申立て 元(不再)23号			
	元 5. 14 決定 【却下】				
公益委員忌避申立事件 (基本事件) 平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 9. 10 労・申立て	/	30.10.22提起 千葉地裁 30(行ウ)24号	元.11.11控訴 東京高裁 元(行コ)320号	
			30.10.22申立て 千葉地裁 30(行ウ)18号		
	30. 9. 27 決定 【却下】		元10.29 30(行ウ)24号 判決【却下】 30(行ウ)18号 決定【却下】		

第5節 労働組合の資格審査

令和元年中に申請のあった労働組合の資格審査は2件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が2件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し1件を含めた3件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものはなく、不当労働行為救済申立ての取下げ等に伴い審査を終了したものは1件で、2件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年	27年	28年	29年	30年	元年
	不当労働行為救済申立て		2	5	6	1
法人登記		1	3	3	3	
労働者供給事業						
労働者委員候補者推薦		1	7		7	
合計		4	15	9	11	2

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	元年			
		適合	不適合	取下等	計
不当労働行為救済申立て				1 (1)	1 (1)
法人登記					
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦					
合計		0	0	1 (1)	1 (1)

(注)・()は前年からの繰越しであり、内数である。

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条
第2項の規定による認定・告示

令和元年中の申出は1件であり、処理経過は以下のとおりであった。

(1) 令和元年（認）第1号

地方公営企業名：千葉県企業局

組 合 の 名 称：全水道千葉県水道労働組合、千葉県公営企業労働組合

申 出 年 月 日：令和元年8月19日

申 出 者：千葉県企業局水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業管理者
千葉県企業局長

認 定 年 月 日：令和元年10月24日（第1661回公益委員会議）

県 報 告 示 の 日：令和元年11月19日（千葉県労働委員会告示第1号）

認定した労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	1 部長 理事 次長 参事 技監 課長 担当課長 副参事 副技監 副課長 主幹 2 総務企画課の班長及び副主幹 3 総務企画課の総務班の主査並びに管理班、人事班及び 給与班の主査及び上席の副主査
出 先 機 関	県水お客様センター センター長 次 長 千葉水道事務所 所 長 次 長 支所長 船橋水道事務所 所 長 次 長 支所長 市川水道事務所 所 長 次 長 支所長 施設整備センター 所 長 次 長 栗山浄水場 場 長 次 長 柏井浄水場 場 長 次 長 北総浄水場 場 長 次 長 福増浄水場 場 長 次 長 ちば野菊の里浄水場 場 長 次 長 誉田給水場 場 長 次 長 北船橋給水場 場 長 次 長 松戸給水場 場 長 次 長 水質センター 所 長 次 長 千葉工業用水道事務所 所 長 次 長 葛南工業用水道事務所 所 長 次 長 君津工業用水道事務所 所 長 次 長

第7節 無料労働相談会

1 概要

当委員会では、労使紛争の予防や早期解決の一助にするとともに、相談会の広報を通じて労働委員会制度の周知を図るために、労働組合、労働者、使用者を対象として、労使の委員がともに同席し、直接相談に応じる「無料労働相談会」を実施している。

2 実施状況

開催日時	場 所	相談者	相 談 員	主な相談内容
10月 2日(水) 午後5時から 8時	千葉県庁南庁舎 労働委員会	0組		
10月16日(水) 午後5時から 8時	千葉県庁南庁舎 労働委員会	0組		
10月27日(日) 午後1時から 5時	船橋FACE	労働者側 3組	(労)本原委員 森委員 (使)渡部委員 金田委員	・パワハラについて ・解雇予告への対応について ・懲戒処分について

第8節 会 議

1 概 要

労働委員会の会議は、労働委員会規則第3条に規定されており、委員全員で行う総会（第1項第1号）、公益委員全員で行う公益委員会議（同項第2号）、その他必要に応じて開催する調停委員会及び仲裁委員会等（同条第2項）がある。

また、これらの会議のほかに、労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理の必要な統一と調整を図るため、全国及び地域別の連絡協議会等が設けられている。（労働委員会規則第86条）

2 総 会

総会は、労働委員会の最高機関というべきものであって、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか、委員会の業務全般の運営について協議する会議であり、全委員が出席して開催される。

なお、総会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 労働協約の地域的な一般的拘束力の適用の決議に関する事項
- (2) あっせん員候補者の委嘱及び解任に関する事項
- (3) 臨時のあっせん員の委嘱に関する事項
- (4) 調停及び仲裁の開始に関する事項
- (5) 会長及び会長代理の選挙並びに委員の罷免に関する事項
- (6) 労働組合法第22条の強制権限の行使に関する事項
- (7) 都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項
- (9) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された総会は、1月24日に開催された第1716回総会から12月23日に開催された第1736回総会までの21回であり、その開催状況は次のとおりである。

総会開催状況

(平成31年1月～令和元年12月)

回	開催期日	議 題
1716	1月24日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 平成30年(個)第12号事件の申請及び終結について</p> <p>(2) 平成30年(個)第13号事件の申請について</p> <p>(3) 平成31年(個)第1号事件の申請について</p> <p>(4) 平成31年(個)第2号事件の申請について</p> <p>(5) 平成30年(個)第5号事件の終結について</p> <p>(6) 平成30年(個)第11号事件の終結について</p> <p>(7) 平成30年(個)第9号事件の終結について</p> <p>(8) 平成30年(個)第6号事件の経過について</p> <p>(9) 平成31年(個)第3号事件の申請について</p> <p>(10) 争議行為の予告について</p> <p>(11) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(12) 審査事件の状況について</p> <p>(13) 平成30年中の不当労働行為事件の審査、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんの実施状況の公表について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 平成31年度総会日程について</p> <p>(2) 千葉県労働委員会行政文書管理規則の改正に当たってのパブリックコメントの実施について</p>
1717	2月7日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 平成30年(個)第6号事件の終結について</p> <p>(2) 平成30年(個)第7号事件の終結について</p> <p>(3) 平成30年(個)第10号事件及び平成31年(個)第1号事件の終結について</p> <p>(4) 平成31年(個)第2号事件の終結について</p> <p>(5) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(6) 審査事件の状況について</p>
1718	2月25日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 千葉県労働委員会行政文書管理規則の一部改正について</p> <p>(2) 千葉県労働委員会行政文書規程の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 平成30年(個)第8号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(4) 公益委員会議について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第142回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会について</p>

回	開催期日	議 題
1719	3月11日	(報告事項) (1) 平成30年(個)第13号事件の終結について (2) 平成31年(個)第3号事件の経過について (3) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について (4) 審査事件の状況について
1720	3月25日	(報告事項) (1) 平成31年(あ)第1号事件の申請について (2) 平成31年(個)第3号事件の終結について (3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (4) 審査事件の状況について
1721	4月8日	(付議事項) (1) あっせん員候補者(委員以外の職にある者)の解任及び委嘱について (報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (その他) (1) 平成31年度各種会議等出席予定者について
1722	4月25日	(報告事項) (1) 平成31年(個)第4号事件の申請について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (意見交換) (1) 第142回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について
1723	5月13日	(付議事項) (1) 平成30年(不)第1号事件に係る概要の公表について (報告事項) (1) 平成31年(個)第4号事件の終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議について

回	開催期日	議 題
1724	5月30日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第5号事件の申請について</p> <p>(2) 令和元年(個)第6号事件の申請について</p> <p>(3) 令和元年(個)第7号事件の申請について</p> <p>(4) 平成31年(あ)第1号事件の終結について</p> <p>(5) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(6) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第143回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について</p>
1725	6月10日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第5号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 令和元年度全国労働委員会会長連絡会議の報告について</p> <p>(2) 無料労働相談会について</p> <p>(3) 第143回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について</p>
1726	6月27日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第8号事件の申請について</p> <p>(2) 令和元年(個)第6号事件の終結について</p> <p>(3) 令和元年(個)第7号事件の終結について</p> <p>(4) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(5) 審査事件の状況について</p>
1727	7月11日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第9号及び第10号事件の申請について</p> <p>(2) 令和元年(個)第8号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第33回14都道府県労働委員会使用者委員会議の報告について</p> <p>(2) 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補の選定について</p>

回	開催期日	議 題
1728	7月29日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第11号事件の申請について</p> <p>(2) 令和元年(個)第9号及び第10号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p>
1729	8月22日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第11号事件の終結について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(3) 公益委員会議について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第143回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について</p>
1730	9月5日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第12号事件の申請について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(3) 公益委員会議について</p>
1731	9月26日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第12号事件の終結について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(3) 公益委員会議について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第143回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について</p> <p>(2) 令和元年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の報告について</p> <p>(3) 第82回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の報告について</p> <p>(4) 令和元年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の報告について</p>
1732	10月24日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第13号事件の申請について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p>

回	開催期日	議 題
1733	11月11日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第14号事件の申請について</p> <p>(2) 令和元年(個)第15号事件の申請について</p> <p>(3) 令和元年(個)第13号事件の終結について</p> <p>(4) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(5) 審査事件の状況について</p> <p>(6) 公益委員会議について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第3回無料労働相談会の結果について</p>
1734	11月25日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第16号事件の申請について</p> <p>(2) 令和元年(個)第17号事件の申請について</p> <p>(3) 令和元年(個)第18号事件の申請について</p> <p>(4) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(5) 審査事件の状況について</p>
1735	12月9日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) 地方自治法改正に伴う知事等の賠償責任の一部免責条例制定に伴う意見照会について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第14号事件の経過について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 令和2年度総会日程について</p>
1736	12月23日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和元年(個)第19号事件の申請について</p> <p>(2) 令和元年(個)第15号事件の終結について</p> <p>(3) 令和元年(個)第17号事件の終結について</p> <p>(4) 令和元年(個)第16号事件の終結について</p> <p>(5) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(6) 審査事件の状況について</p>

3 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条第1項に規定する付議事項について協議する会議であり、公益委員が出席して開催される。

公益委員会議に付議される事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格に関する事項
- (2) 不当労働行為に関する事項
- (3) 労働関係調整法第42条の規定による請求に関する事項
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された公益委員会議は、2月7日に開催された第1655回公益委員会議から10月24日に開催された第1661回公益委員会議までの7回であり、その開催状況は次のとおりである。

公益委員会議開催状況

(平成31年1月～令和元年12月)

回	開催期日	議 題
1655	2月7日	(合議) (1) 千労委平成30年(不)第1号事件に係る合議 (その他) (1) 第81回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1656	4月8日	(付議事項) (1) 千葉地裁平成30年(行ウ)第24号事件及び同(行ク)第18号事件に係る指定代理人の解除及び指定について
1657	4月25日	(合議) (1) 千労委平成30年(不)第1号事件に係る合議(決定) (その他) (1) 第81回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

回	開催期日	議 題
1658	7月29日	(意見交換) (1) 令和元年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題について (その他) (1) 令和2年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の日程について
1659	8月22日	(意見交換) (1) 第82回関東ブロック労働委員公益委員連絡会議の議題について
1660	9月5日	(付議事項) (1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に係る認定手続きの開始について ア 令和元年(認)第1号
1661	10月24日	(付議事項) (1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に係る認定について ア 令和元年(認)第1号

4 連絡協議会及び連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理について必要な調整と統一を図るために、全国又は地域別に開催されている。

<全国・広域>

(1) 第74回全国労働委員会連絡協議会総会

- ・期 日 11月14日～15日
- ・開催場所 東京都中野区
- ・議 題 1 今後の労働委員会の在り方検討小委員会「中間整理」について
2 不当労働行為救済申立事件の当事者と関わりのある公益委員の回避及び
参与委員の交代について

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ・期 日 6月7日
- ・開催場所 島根県松江市
- ・議題懇談 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について

(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- ・期 日 6月6日
- ・開催場所 島根県松江市
- ・議 事 1 審査概況等について
2 調整事件等の概況について
3 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について
4 労働委員会間の研修生の受入れについて
5 議題懇談
「外国人労働者に係る事案への対応について」

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ・期 日 11月28日
- ・開催場所 東京都港区
- ・議 事 1 中央労働委員会事務局からの説明(調整業務の運営について)
2 都道府県労働委員会からの事例報告
3 都道府県労働委員会からの業務報告

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ・期 日 11月29日
- ・開催場所 東京都港区
- ・議 題 1 審査事件において、和解の促進に向けてどのような取り組みをされているか
2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに
行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)
の施行に伴う、労働委員会規則の一部改正について

<関東ブロック>

(1) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(第142回)

- ・期 日 5月20日～21日
- ・開催場所 千葉県千葉市
- ・議 題 1 労働委員会の特徴を生かした命令について
2 労働委員会における和解の進め方【講演】

(2) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(第143回)

- ・期 日 9月9日～10日
- ・開催場所 栃木県宇都宮市
- ・議 題 1 有期・無期契約労働者間の労働条件の相違の不合理性について【講演】
2 労働争議及び個別的労使紛争に係るあっせんの手法について

(3) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(第81回)

- ・期 日 5月20日
- ・開催場所 千葉県千葉市
- ・議 題 不当労働行為事件における書証として提出された音声データ及びその反訳書について

(4) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(第82回)

- ・期 日 9月9日
- ・開催場所 栃木県宇都宮市
- ・議 題 不当な目的が疑われる労働組合の資格審査について

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

- ・期 日 9月10日
- ・開催場所 栃木県宇都宮市
- ・議 題 1 調整事項のうち一部が合意可能な場合の取扱いについて
2 労働者性に疑義のある者からのあっせん申請について

<14 都道府県>

(1) 14 都道府県労働委員会公益委員会議

- ・期 日 9月12日
- ・開催場所 埼玉県さいたま市
- ・議 題 1 不当労働行為制度に理解のない当事者に対する助言(説明)について
2 十四都道府県労働委員会公益委員会議開催形態について

(2) 第33回14都道府県労働委員会使用者委員会議

- ・期 日 7月5日
- ・開催場所 大阪府大阪市
- ・議 題 1 調整・審査事件解決のための留意点・工夫点(成功事例・失敗事例)
2 中央労働委員会からの報告
- ・特別講演 「働き方改革実現の本質的課題」

5 委員・事務局職員合同研修会

委員及び事務局職員の知識の習得、職務遂行能力の向上、公労使委員及び事務局職員のコミュニケーションの円滑化を目的として、委員・事務局職員合同研修会を開催している。

期 日 令和元年12月23日

講 師 東京都労働相談情報センター 相談調整課 課長代理

テーマ 『労働相談及びあっせんの状況について』

《参考》取扱事件数

表1 労働争議調整事件取扱件数年次推移

(昭和22年～令和元年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a) + (b)	終結件数
昭和	22	—	6 (4)	6 (4)	0
	23	6 (4)	29 (15)	35 (19)	34 (19)
	24	1	22 (6)	23 (6)	23 (6)
	25	0	13 (1)	13 (1)	13 (1)
	26	0	17	17	17
	27	0	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	28	0	14 (2)	14 (2)	13 (2)
	29	1	15	16	16
	30	0	16	16	15
	31	1	12	13	13
	32	0	11 (2)	11 (2)	11 (2)
	33	0	14 (2)	14 (2)	14 (2)
	34	0	17	17	17
	35	0	15 (1)	15 (1)	15 (1)
	36	0	14	14	14
	37	0	14 (1)	14 (1)	14 (1)
	38	0	4	4	4
	39	0	5	5	4
	40	1	9	10	10
	41	0	7	7	6
	42	1	8	9	8
	43	1	8 (1)	9 (1)	9 (1)
	44	0	12	12	12
	45	0	15	15	15
	46	0	31	31	31
	47	0	22	22	22
	48	0	25 (1)	25 (1)	25 (1)
	49	0	15	15	15
	50	0	21	21	20
	51	1	26	27	27
	52	0	20	20	19
	53	1	15	16	13
	54	3	15	18	18
	55	0	5	5	5
	56	0	5	5	5
	57	0	13	13	12
	58	1	7	8	8
	59	0	3	3	3
	60	0	14	14	13
	61	1	8	9	9
	62	0	12 (1)	12 (1)	10
	63	2 (1)	8 (1)	10 (2)	9 (2)
平成	元	1	4	5	5
	2	0	0	0	0
	3	0	1	1	1
	4	0	5	5	4
	5	1	6	7	6
	6	1	6	7	7
	7	0	7	7	7
	8	0	4	4	3
	9	1	2	3	3
	10	0	4	4	3
	11	1	8	9	8
	12	1	10	11	8
	13	3	11	14	12
	14	2	23	25	22
	15	3	9	12	11
	16	1	9	10	9
	17	1	3	4	4
	18	0	4	4	4
	19	0	4	4	3
	20	1	15	16	16
	21	0	14	14	13
	22	1	9	10	10
	23	0	10	10	9
	24	1	6	7	5
	25	2	7	9	9
	26	0	6	6	6
	27	0	3	3	1
	28	2	7	9	8
	29	1	6	7	6
	30	1	2	3	3
令和	元	0	1	1	1
計			778 (38) ①		778 (38) ①

(注) 表中の括弧内の数字は調停件数、丸付き数字は仲裁件数でいずれも内数

図1 労働争議調整事件新規係属件数年次推移 (昭和22年～令和元年)

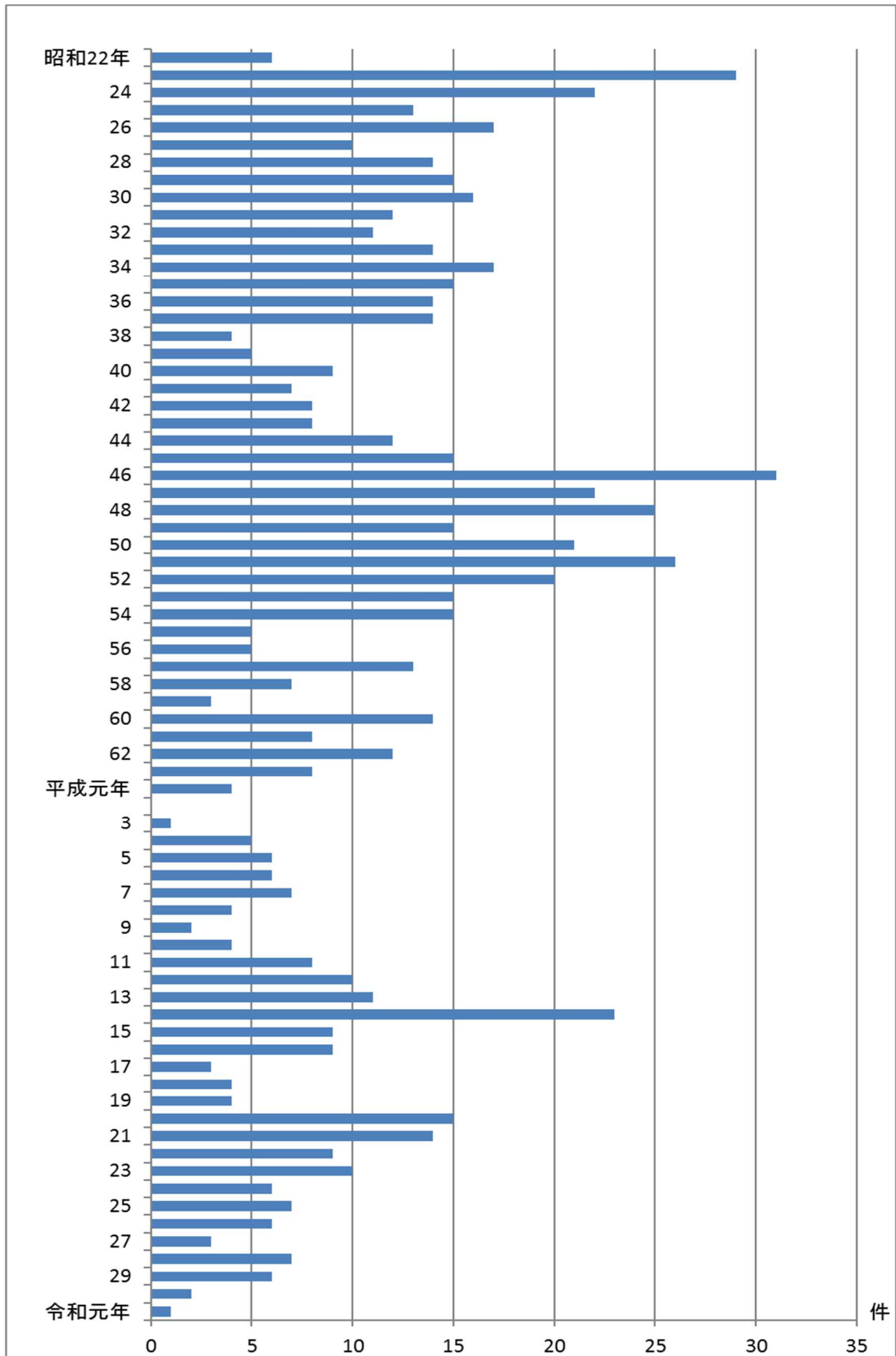


表2 個別的労使紛争のあっせん取扱件数年次推移 (平成14年～令和元年)

年	件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成	14	—	2	2	1
	15	1	11	12	11
	16	1	3	4	4
	17	0	4	4	4
	18	0	8	8	8
	19	0	14	14	14
	20	0	14	14	13
	21	1	9	10	10
	22	0	25	25	23
	23	2	24	26	25
	24	1	9	10	10
	25	0	7	7	6
	26	1	3	4	4
	27	0	16	16	15
	28	1	8	9	9
	29	0	12	12	11
	30	1	13	14	5
令和	元	9	19	28	27
計			201		200

図2 個別的労使紛争のあっせん新規係属件数年次推移 (平成14年～令和元年)

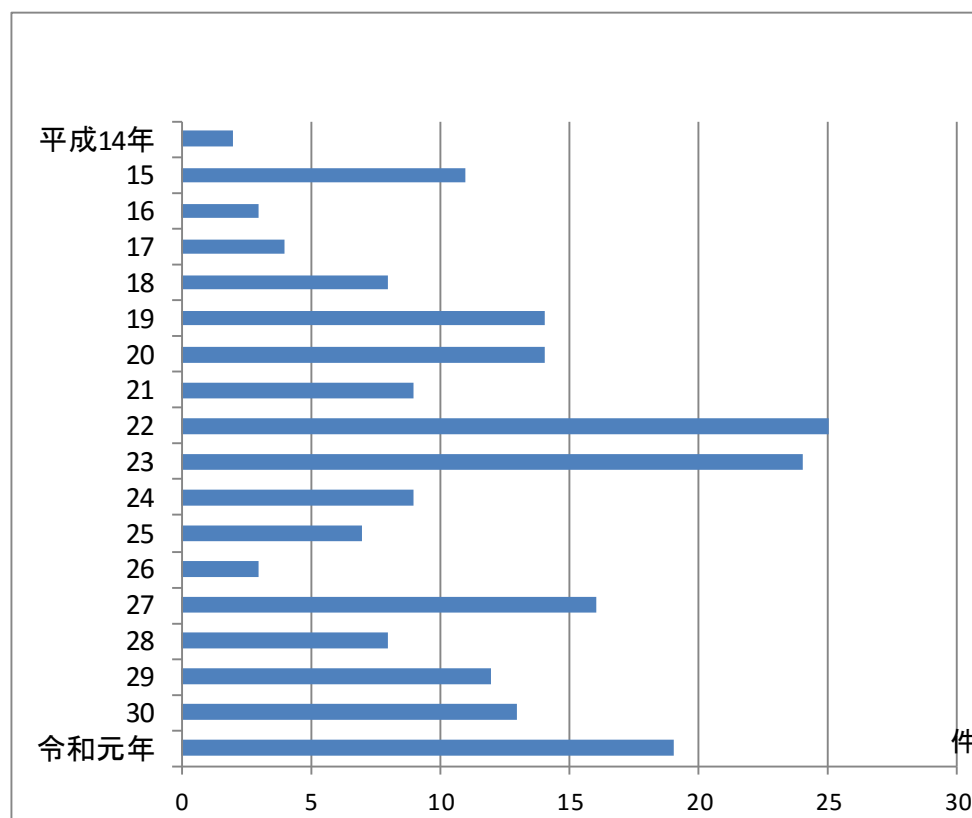


表3 不当労働行為事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和元年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	-	10	10	6
	23	4	6	10	9
	24	1	5	6	4
	25	2	10	12	8
	26	4	2	6	6
	27	0	2	2	2
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	3
	30	1	5	6	3
	31	3	5	8	5
	32	3	31	34	32
	33	2	6	8	7
	34	1	0	1	1
	35	0	7	7	5
	36	2	9	11	8
	37	3	3	6	4
	38	2	4	6	3
	39	3	1	4	3
	40	1	3	4	2
	41	2	1	3	2
	42	1	8	9	6
	43	3	3	6	3
	44	3	2	5	3
	45	2	6	8	3
	46	5	7	12	7
	47	5	7	12	5
	48	7	5	12	5
	49	7	6	13	10
	50	3	3	6	1
	51	5	8	13	6
	52	7	7	14	6
	53	8	8	16	8
	54	8	4	12	5
	55	7	5	12	6
	56	6	8	14	8
	57	6	13	19	8
	58	11	6	17	5
	59	12	2	14	5
	60	9	4	13	3
	61	10	6	16	6
	62	10	4	14	7
平成	63	7	15	22	6
元	2	16	8	24	8
	3	16	7	23	13
	4	10	6	16	1
	5	15	5	20	1
	6	19	5	24	8
	7	16	3	19	6
		13	4	17	3
	8	14	4	18	4
	9	14	4	18	4
	10	14	4	18	3
	11	15	8	23	13
	12	10	4	14	7
	13	7	3	10	4
	14	6	6	12	3
	15	9	4	13	5
	16	8	4	12	5
	17	7	4	11	5
	18	6	3	9	7
	19	2	1	3	1
	20	2	4	6	2
	21	4	5	9	4
	22	5	4	9	4
	23	5	6	11	7
	24	4	1	5	5
	25	0	9	9	4
	26	5	5	10	8
	27	2	2	4	4
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	1
	30	3	1	4	3
令和	元	1	2	3	1
	計		389		387

图3 不当労働行為事件新規係属件数年次推移（昭和22年～令和元年）

